

令和4年3月24日

川西市議会議長

久保義孝様

建設公企常任委員長

江見輝男

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和4年3月4日）

1. 議案第2号 市道路線の廃止について

議案の概要

舎羅林山開発事業の協議において、一般交通の用に供する必要がないと認められる市道1720号を廃止するに当たり、道路法の規定により議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回廃止しようとする市道1720号について、廃止後の用地の取り扱いに係る市の方針について伺いたい。

また、当初の路線整備に際しては、国庫補助金も活用したものと認識していることから、売却するのであれば、国庫補助金の返還や財産処分について詳細を伺いたい。

答 当該路線の用地については、事業者へ売却する方向で話を進めており、約1億5000万円の国庫補助金を充当して整備を行っていることから、その返還には用地の売却益を充当する考えである。

なお、今後の予定としては、用途廃止の手続きをした上で鑑定を行い、その鑑定額に基づいて売却することとなるため、具体的な売却価格については、現在不明であるものの、近傍地等を参考に予算上は1億8000万円を計上している。

問 当該路線に隣接している市道1719号は、今回の舎羅林山開発における開発道路として使用されると聞き及んでおり、市民に供用されないことや走行する車両が一般車両ではなく大型トレーラーなどの車両である点に鑑み、市道1720号と一体のものとして捉え、これも廃止すべきと考えるが市の見解を伺いたい。

答 市道1719号を市道のまま開発道路として利用することについては、当該地域に交流スペースの整備が事業者より提示されている点や、市道1720号廃止時に生じるような国費返還のリスク回避、公道であることにより開発区域出入り口付近の交差点協議の円滑化に寄与すると考えられることから、廃止をせず市道のまま有効活用する判断をしたところである。

なお、あくまで認定道路であるため、事業者の道路の占用や維持管理の工事に際しては道路法32条、24条に基づく申請を市が許可した後行うことができるため、今後とも協議を重ねていく予定である。

問 令和4年度の施政方針でも、箕面市とのネットワーク道路の整備について触れられていたが、舎羅林山の開発区域において市道1720号を廃止し、1719号につい

<p>ては市道として残すに至った検討の経緯を伺いたい。</p> <p>答 今回廃止しようとする1720号については、舎羅林山地域の開発事業者から事業用地として使用したい旨の申し出があったことから廃止しようとするものであるが、1719号については認定道路であるといった前提がある中で、工場用地に進出したい事業者にとって安心感があるといったことが、市道として存続させるメリットであると考えている。</p> <p>また、箕面市とのネットワーク道路の整備に当たっては、1719号を延伸する形で協議を進めていきたいと考えており、市道として位置づけておく方が協議が容易であると判断したところである。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（賛成多数）

2. 議案第3号 市道898号橋梁補修工事請負契約の変更について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、令和3年12月議会において議決を得て契約を変更した市道898号橋梁補修工事請負契約について、工事中仮設道路の形状変更により日数を要し、当初予定していた工期内の完成が難しくなったことから、工期を延長しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本案は、さきの12月議会において3月に工事完了の見通しとの説明を受けていたが、工事内容を変更する際に、工期にも影響が出る可能性を考慮して工事内容と工期を同時に契約変更できなかったのか伺いたい。</p> <p>また、変更後の工期を6月30日までとしており、梅雨期となることから、このような工期設定をした理由を伺いたい。</p> <p>答 当該工事については、国土交通省の道路局所管の事業対象であり、繰越しに係る工期変更は、近畿財務局から翌年度にわたる債務負担行為の承認通知の決定日以降でなければならぬため、決定通知が過去の経緯からも3月末に連絡がくることを踏まえ、今回本案を提出する運びとなった。</p> <p>工期については、現在進捗率が50%であり、順調に進んでいるため6月末の完了で支障はないものと判断している。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

3. 議案第4号 市道1449号橋梁補修工事請負契約の変更について

議案の概要

本案は、12月議会において議決を得て契約を変更した市道1449号橋梁補修工事請負契約について、工事現場に足場の設置に関する労働基準監督署との協議に加え、その足場の構造変更の日数を要し、当初予定していた工期内の完成が難しくなったことから、工期を延長しようとするもの。

質疑の概要

問 本案はさきの12月議会において、議案第3号と同様に契約変更の審議を行ったものの、質疑の中で工期の変更はない旨が示されている。しかし、今回、工期が令和4年10月14日までと半年以上に及ぶ延長でもあるため、工期の変更に至った理由を伺いたい。

答 議案第3号と同様、近畿財務局からの翌年度にわたる債務負担行為の承認通知の決定日以降でなければならないという理由に加え、工事内容変更に伴い労働基準監督署との協議が長引いたこと、また、当初想定していなかった橋梁全体を覆う足場の設置であったことが工期変更の理由である。

問 当初、当該工事について審議を行った9月議会において、議案第3号と同様、雨期を避けて令和3年9月24日から令和4年3月31日までの工期の設定となっていたと認識しており、10月まで工期の延長となると雨期をまたいで作業となるが、工事自体への影響はないのか。また、進捗率もあわせて伺いたい。

答 当該工事については、現在、梅雨など雨量が多い時期に実施すると仕上がりに影響が出る塗装の塗替工を実施しており、夏場以降には塗装と関係のない舗装等を行う予定であることから、雨期の影響はない工程となっている。

また、進捗率は現在約20%であり、橋梁全体を覆う足場の設置に非常に時間を要したため低い数値となっているが、梅雨に向けて工程どおりに進むと進捗率が大幅に伸びると見込んでいる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第29号 川西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、阪神間都市計画舎羅林山地区地区計画の区域内の適正な都市機能と健全な都

市環境を確保するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の改正で別表 2 に加える舎羅林山地区地区整備計画区域に建築してはならない建築物について、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は兼用住宅を含めた理由について伺いたい。

また、当該地区が市内での雇用の拡大のための工業地域として整理されることを踏まえると、その企業に勤務される方の宿舍等の建設も想定されるが、建築してはならない建築物に含めた理由について伺いたい。

答 本案で建築を制限する建築物を設定するに当たっては、住宅都市としての魅力を損なわないために住居と働く場所を一定切り離すこととし、舎羅林山地区が周囲の地区と密接していない利点を踏まえ、重点的に工業系の土地利用を図ろうと考えた結果、住居等を建築できない建築物と指定している。

また、宿舍、社宅等が当該地区に存在すれば便利であると認識しているが、新たに住宅が建つことでさまざまなインフラ整備をしていく義務が行政として生じるため、住宅については近接している既存の住宅地を活用し、当該地域は工業地域としての新しい魅力を発揮することを期待し、人の住む建築物は構築できないようにしたいと考えたところである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第 30 号 川西市黒川地区における開発行為及び建築行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、川西市黒川地区における開発行為及び建築行為に関する条例の一部を改正しようとするものである。

質疑の概要

問 今回の改正で、条例で引用する都市計画法施行令の条文を変更しようとしているが、変更内容について伺いたい。

答 本市では、令和 2 年 9 月、市街化調整区域である黒川地区における地域の活性化に向けた施設の立地に関する規制緩和を目的として条例を制定しているものの、今般、近年の自然災害の頻発、激甚化による市街化調整区域内での被害の多発を受け、市街化調整区域での開発や許可に関する規定の厳格化を目的に都市計画法が改正されて

いる。

これを受け、従前、都市計画法施行令により定性的な表現にとどまっていた除外規定について、新たに災害レッドゾーンやイエローゾーン等の具体的な区域が示されたため、本市の条例も規定の整備を行おうとするものである。

特記事項

配付資料あり（１ 本条例について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

6．議案第31号 令和3年度川西市一般会計補正予算（第12回）

議案の概要

第1表 歳出第4款衛星費のうち第1項保健衛生費第7目病院費。第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費を除く全部。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

第4款 衛生費

質疑なし

第8款 土木費

問 緑化推進事業において積立金1313万円を追加しているが、今後の活用方策と、具体的にどのような事業に使用する予定か伺いたい。

答 今回、ふるさと寄附金と緑化協会解散に伴う残余財産について、緑化基金に積み立てている。基金の用途については、緑化協会より引き継いだ事業を継続するとともに、緑化推進に係る各事業のやり方を見直しながら、緑化について市民興味を持っていただけるような事業に使っていきたいと考えている。

具体的には、感染症対策を行いながら、若い世代が興味を持つ内容の講習会や、家族がレクリエーションのような感覚で参加できるような事業を実施していきたい。

問 建築指導事業において、建築確認支援システム改良業務委託料が減額補正されていることから、その詳細を伺いたい。

答 建築指導課の窓口に建築確認支援システムを設置し、建築確認申請や、建築基準法上の道路が閲覧できるようにしているが、当該委託料は法改正によるシステム改造のため予算措置していたものの、令和3年度は法改正等がなくシステム改造の必要がなかったため全額を減額しているものである。

特記事項

配付資料あり（補正予算における、国補正予算（コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に伴うもの）を活用して実施する事業）

審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第36号 令和3年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）

議案の概要

本案は、決算見込みに基づく事業費の減額とそれに伴う繰入金の減額により、歳入歳出予算からそれぞれ857万8000円を減額し、予算額を12億5988万2000円にしようとするもの。

質疑の概要 なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

8. 議案第37号 令和3年度川西市水道事業会計補正予算（第2回）

議案の概要

本案は、決算見込みに基づき、業務の予定量を補正するほか、使用水量の増に伴う給水収益の増額などにより収益的収支を補正するとともに、国庫補助金の増額などにより資本的収支を補正しようとするもの。

質疑の概要

問 収益的収入の過年度損益修正益のほか、支出においても減価償却費や過年度損益修正損において「有姿除却済資産の再計上に伴う増」とあるが、この具体的な内容を伺いたい。

答 有姿除却とは固定資産を取り壊すことなく、現状の姿のまま除却を行う会計処理である。本市では、平成26年度に地方公営企業会計基準の改定に合わせ、不要な資産の整理を行っており、具体的には、旧滝山浄水場の建物や設備などの11件の資産について、上下水道局の資産として活用しない見込みであったこと、当該施設を使用している事業者が速やかに移転する予定であったことから有姿除却を行ったものである。

しかしながら、今回、本施設を重要な災害対応施設と判断したことに加え、将来使わないことを前提とした資産において、今もなお事業者との賃借料が発生していることから、本来の有姿除却に即していないと判断し会計に再計上するものである。

特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

9．議案第38号 令和3年度川西市下水道事業会計補正予算（第2回）

<p>議案の概要</p> <p>決算見込みに基づき業務の予定量を補正するほか、使用水量の増に伴う下水道使用料の増額などにより収益的収支を補正するとともに、工事負担金の減額などにより資本的収支を補正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 流域下水道建設費の補正額が800万円増となっている点を捉え、補正前の負担金7380万1000円のおよそ1割近い金額であることから、その増額の要因を伺いたい。</p> <p>答 本市をはじめとした6市2町が参画する猪名川流域下水道において、本年度に事業を前倒し実施するため、本市の負担金をこれに応じて増額補正することとしたものである。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

10．議案第39号 令和3年度川西市病院事業会計補正予算（第2回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は決算見込みに基づく収入及び支出予算の補正で、消費税及び地方消費税還付金を見送ったことなどによる収益的収支・資本的収支の減額補正、一般会計繰入金では、企業債支払利息の減等により繰入金を1515万5000円減額し、同額を基準外繰入金に追加しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 収益的収支の医業外収益において、3年度に予定していた新病院建設に係る支払消費税及び地方消費税の還付申告を4年度に変更するため、10億7906万9000円皆減となるとのことだが、その経緯について詳細を伺いたい。</p> <p>答 民間企業等では、目的物の全部を完成し引き渡しを終えた年度に消費税を申告するのが通常であるが、公共・公益法人等は資産の譲渡等の時期の特例により出来高払いでの申告が可能であったため、病院事業における資金不足解消も踏まえ令和3年度予算として計上していたところである。しかし、令和4年度での申告の場合、還付金の総額がより大きいことが判明し、税務署等と協議していく中で今回の補正に至ったも</p>

のである。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

1 1 . 請願第 3 号 舎羅林山地区開発に関する請願

<p>請願の趣旨</p> <p>舎羅林山地区の開発行為が着手されたが、77ヘクタールに及ぶ大規模な開発であり、整備予定の物流施設では1日約1万4000台の車両の通行が予想され、全市的に交通状況、自然環境、雇用情勢及び市財政に大きな影響が出ると思われるものの、民間開発であるために、開発情報が市民には十分周知されていないものと思われる。</p> <p>新たな工業地域と3000人規模の雇用の場創出など、住宅都市として発展してきた本市において大きな転換点となる開発であることから、当該開発における情報を広く周知し、開発による効果と影響を丁寧に示して市民の意見や提案を求めるとともに、舎羅林山地区開発に関わる交通、環境、雇用などの政策を川西市総合計画の中に反映させることを求めるもの。</p>
特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり
審査結果 不採択（賛成少数）

1 2 . 請願第 4 号 川西市公共交通基本計画等に関する請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>本市では、高度経済成長期の大規模なニュータウン開発とともに基幹交通軸が形成されてきたが、自動車に依存したライフスタイルや高齢化等により公共交通機関の利用者は減少の一途をたどっている。大和地区では、川西市公共交通基本計画の理念のもと、本市唯一の補助路線であるバス路線を守るため地域住民がさまざまな取り組みを積極的に展開しており、昨年9月には、利便性の向上と利用者をふやすため、事業者と協議の上新たなルートとダイヤで運行を開始しており、川西市地域公共交通会議の学識経験者からも高く評価されている。</p> <p>昨今、市内のバス路線の減便に歯止めがかからない状況から、各地域において地域住民が主体となり、市、事業者の3者で地域公共交通を守る取り組みを進める必要があると認識しており、川西市公共交通会議の復活、もしくは同会議委員構成等に準じた新たな会議体を設置し地域公共交通実施計画の策定及びPDCAサイクルの進行管理を実施するとともに、地域として最大限の努力を惜しまないので、市としても大和地区における地域公共交通機関維持のため、バス運行に係る本市と阪急バスとの覚書の順守を求める。</p>

特記事項	請願者の発言申出による趣旨説明あり
------	-------------------

審査結果	継続審査（賛成多数）
------	------------